

改正（案）	現行
<p style="text-align: center;">国産飼料増産対策費補助金等交付要綱</p> <p>第 1 通則</p> <p>1 国産飼料増産対策費補助金の交付 国産飼料増産対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国産飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>2 国産飼料増産対策費交付金の交付 国産飼料増産対策費交付金（以下「交付金」という。）の交付については、実施要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 交付の目的 本補助金及び交付金は、飼料生産組織の受託作業の集積による飼料生産及び供給機能等の高度化、青刈りとうもろこし、アルファルファ等の栄養価の高い良質粗飼料の生産拡大の推進並びに放牧を活用した肉用牛・酪農基盤強化を図るとともに、国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築により、国産飼料の増産を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">国産粗飼料増産対策費補助金等交付要綱</p> <p>第 1 通則</p> <p>1 国産粗飼料増産対策費補助金の交付 国産粗飼料増産対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>2 国産粗飼料増産対策費交付金の交付 国産粗飼料増産対策費交付金（以下「交付金」という。）の交付については、実施要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 交付の目的 本補助金及び交付金は、飼料生産組織の受託作業の集積による飼料生産、供給等の機能高度化及び青刈りとうもろこし、アルファルファ等の栄養価の高い良質粗飼料の生産拡大を推進するとともに、肉用繁殖雌牛の放牧や放牧酪農技術の向上により、国産粗飼料の増産を図ることを目的とする。</p>

第3 交付の対象及び補助率等

1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金等を交付する。

(1)・(2) (略)

(3) 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型（補助事業）

(4) 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）（補助事業）

2 (略)

第4 流用の禁止

別表の経費の欄に掲げる2の事業については、他の事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

第5 申請手続

1 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

第6 交付申請書の提出期限

交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までにを行うものとする。

第7 交付決定の通知

地方農政局長は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

第8 申請の取下げ

事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長に提出しなければならない。

第3 交付の対象及び補助率等

1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金等を交付する。

(1)・(2) (略)

(3) 地域づくり放牧推進（補助事業）

2 (略)

第4 流用の禁止

別表の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

第5 申請手続

1 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

第6 交付申請書の提出期限

交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までにを行うものとする。

第7 交付決定の通知

地方農政局長等は、第5①の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

第8 申請の取下げ

事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 契約等

- 1 事業実施主体は、補助事業等の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長に届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお、随意契約を行う場合は、複数の業者により見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- 3 (略)

第10 計画変更、中止又は廃止の承認

- 1 事業実施主体は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)
- 2 地方農政局長は、1の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第11 (略)

第12 概算払の請求

事業実施主体は、第7による交付決定通知をもとに補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第13 事業遅延の届出

事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

第9 契約等

- 1 事業実施主体は、補助事業等の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 (略)

第10 計画変更、中止又は廃止の承認

- 1 事業実施主体は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)
- 2 地方農政局長等は、1の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第11 (略)

第12 概算払の請求

事業実施主体は、第7による交付決定通知をもとに補助金等の概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第13 事業遅延の届出

事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

第 14 遂行状況の報告

- 1 事業実施主体は、補助事業等の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第 4 号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 1 に規定する時期のほか、地方農政局長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

第 15 実績報告の提出

- 1 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は別記様式第 6 号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業等を完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書正副 2 部を作成し、地方農政局長に提出しなければならない。
- 2 (略)
- 3 第 5 の 2 のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、1 の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2 の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

第 16 補助金等の額の確定等

- 1 地方農政局長は、第 15 の 1 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 地方農政局長は、事業実施主体に交付すべき補助金等の額が確定したと

第 14 遂行状況の報告

- 1 事業実施主体は、補助事業等の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書正副 2 部を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第 12 の概算払請求書又は第 15 の 1 の実績報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 1 に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

第 15 実績報告の提出

- 1 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は別記様式第 6 号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業等を完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書正副 2 部を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 (略)
- 3 第 5 の 2 のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、1 の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2 の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第 16 補助金等の額の確定等

- 1 地方農政局長等は、第 15 の 1 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金等の額が確定したと

き、既にその額を超える補助金等が交付されている場合は、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

3 (略)

第 17 交付決定の取消等

1 地方農政局長は、第 10 の 1 の (3) の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) ~ (4)

2 地方農政局長は、1 の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長は、1 の (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、2 の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 (略)

第 18 (略)

第 19 財産の処分の制限

1 ~ 3 (略)

4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

5 (略)

第 20 ~ 第 21 (略)

とき、既にその額を超える補助金等が交付されている場合は、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

3 (略)

第 17 交付決定の取消等

1 地方農政局長等^等は、第 10 の 1 の (3) の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等^等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) ~ (4) (略)

2 地方農政局長等^等は、1 の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等^等は、1 の (1) から (3) までの規定による取消しをした場合において、2 の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 (略)

第 18 (略)

第 19 財産の処分の制限

1 ~ 3 (略)

4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等^等の承認を受けなければならない。

5 (略)

第 20 ~ 第 21 (略)

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生畜第 2311 号)

1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱に基づき平成 29 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表

区分	経費	補助率等	重要な変更
(略)	1 (略)	(略)	1～4
(略)	2 (略)	(略)	(略)
補助金	<u>3 肉用牛・酪農基盤生産強化対策のうち放牧活用型</u> <u>繁殖基盤強化に向け繁殖雌牛や乳用牛の放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築を図るために必要な次に掲げる経費</u> <u>(1) 肉用牛放牧</u> <u>① 放牧利用推進</u> <u>地域内一貫体制推進、普及啓発活動、専門家による技術指導その他放牧推進に必要な経費</u> <u>② 放牧牛(繁殖雌牛)導入</u> <u>新たに放牧を行う放牧牛(繁殖雌牛)の導入に必要な経費</u>	定額 <u>1/2以内(ただし、家畜を導入する場合は1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については、27.5万円、繁殖の用に供する雌牛については、17.5万円とする。</u>	

別表

区分	経費	補助率等	重要な変更
(略)	1 (略)	(略)	1～4
(略)	2 (略)	(略)	(略)
補助率	<u>3 地域づくり放牧推進</u> <u>耕作放棄地等を活用した繁殖雌牛の放牧や先進的な放牧酪農の推進を図るために必要な次に掲げる経費</u> <u>(1) 地域放牧利用推進</u> <u>専門家による技術指導、地域の理解醸成、普及啓発活動その他放牧推進に必要な経費</u> <u>(2) 繁殖雌牛導入</u> <u>新たに放牧を行う繁殖雌牛の導入に必要な経費</u>	定額 <u>1/2以内</u>	

<p>③ 放牧条件整備 繁殖雌牛の放牧拡大に必要な簡易施設等の整備</p> <p>(2) 放牧酪農</p> <p>① 放牧利用推進 地域内一貫体制推進、普及啓発活動、専門家による技術指導、その他放牧推進に必要な経費</p> <p>② 放牧条件整備 放牧酪農の実践に必要な簡易施設等の整備</p>	<p>1 / 2 以内 (ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10a 当たり 1.0 万円とする。)</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10a 当たり 1.0 万円とする。)</p>		<p>(3) 簡易施設整備 繁殖雌牛の放牧拡大又は放牧酪農の実証に必要な簡易施設の整備</p>	<p>1 / 2 以内</p>	
<p>4 国産濃厚飼料生産利用推進 (生産・利用体制構築) 子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築を図るために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 国産濃厚飼料生産利用推進 先進地調査、実需者とのマッ</p>	<p>定額</p>				

<p><u>チング、専門家による技術指導 その他国産濃厚飼料生産利用推進に必要な経費</u></p>					
<p><u>(2) 国産濃厚飼料生産利用技術実践</u> <u>国産濃厚飼料生産利用技術実践に必要な生産物乾燥・調製機及び生産物調製貯蔵施設の改修・整備、国産濃厚飼料生産・調製機械の導入、その他国産濃厚飼料生産利用技術の実践に必要な</u></p>	<p>定額</p>				

改正（案）	現行
<p>別記様式第1号（第5の1関係）</p> <p>平成〇〇年度 国産飼料増産対策費補助金等交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 (以下「申請先名」という。)〕</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>平成〇〇年度において、下記のとおり国産飼料増産対策事業を実施したいので、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II（略）</p> <p><u>※ 事業の目的及び内容については、国産飼料増産対策事業実施要綱第4に基づき提出された事業実施計画書を添付すること。</u></p> <p>III 経費の配分及び負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料生産組織機能高度化（補助金） （略） 	<p>別記様式第1号（第5の1関係）</p> <p>平成〇〇年度国産粗飼料増産対策費補助金等交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては北海道農政事務所長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 (以下「申請先名」という。)〕</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>平成〇〇年度において、下記のとおり国産粗飼料増産対策事業を実施したいので、国産粗飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II（略）</p> <p>III 経費の配分及び負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料生産組織機能高度化（補助金） （略）

- ・ 高栄養粗飼料増産対策（交付金）
（略）

- ・ 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型（補助金）

区 分	補助事業に要 する経費 又は補助事業 に要した経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計				

※ 1・2（略）

- ・ 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）（補助金）

区 分	補助事業に要 する経費 又は補助事業 に要した経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計				

- ・ 高栄養粗飼料増産対策（交付金）
（略）

- ・ 地域づくり放牧推進（補助金）

区 分	補助事業に要 する経費 又は補助事業 に要した経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計				

※ 1・2（略）

※1 区分の欄は、別表の経費の欄を記載すること。また、必要に応じて積算内容を記載すること。
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

補助金等金額 合計 円

IV～VI (略)

IV～VI (略)

別記様式第2号(第9の3関係) (略)

別記様式第2号(第9の3関係) (略)

別記様式第3号(第10の1関係)

平成〇〇年度 国産飼料増産対策費補助金等
 変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号
 年 月 日

申請先名 殿

住 所
 団 体 名
 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、国産飼料増産対策事業補助金等交付要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知)第10の1の規定に基づき申請する。

別記様式第3号(第10の1関係)

平成〇〇年度国産粗飼料増産対策費補助金等
 変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号
 年 月 日

申請先名 殿

住 所
 団 体 名
 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、国産粗飼料増産対策費交付金交付要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知)第10の1の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 (略)

2 補助金等の額が増額する場合は、件名の「平成〇〇年度国産飼料増産対策費補助金等変更承認申請書」を「平成〇〇年度国産飼料増産対策費補助金等の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第10の1の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、国産飼料増産対策事業費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）により、補助金等〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別紙様式第4号（第12関係）

平成〇年度 国産飼料増産対策費補助金等概算払請求書

番 号
年 月 日

申請先名
官署支出官 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、平成〇年〇月〇日末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(注) 1 (略)

2 補助金等の額が増額する場合は、件名の「平成〇〇年度国産粗飼料増産対策費補助金等変更承認申請書」を「平成〇〇年度国産粗飼料増産対策費補助金等の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、国産粗飼料増産対策補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第10の1の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、国産粗飼料増産対策事業費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）により、補助金等〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別紙様式第4号（第12関係）

平成〇年度国産粗飼料増産対策費補助金等概算払請求書

番 号
年 月 日

申請先名 殿
支 出 官 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、国産粗飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		〇月〇日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A)-(B)+(C)		備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの出来高	金額	〇月〇日までの出来高	
		円	円	%	%	円	%	円	%	

(注) 1 (略)
2 [削る]

別記様式第5号(第14の1関係)

平成〇〇年度 国産飼料増産対策費補助金等
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

申請先名 殿

住 所
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知)第14の1の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

- ・ 飼料生産組織機能高度化(補助金)

区分	交付決定額(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A)-(B)+(C)		備考
		金額	出来高	金額	〇月〇日までの出来高	金額	〇月〇日までの出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	

(注) 1 (略)
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号(第14の1関係)

平成〇〇年度 国産粗飼料増産対策費補助金等
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

申請先名 殿

住 所
氏名
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、国産粗飼料増産対策費補助金等交付要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知)第14の1の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

- ・ 飼料生産組織機能高度化(補助金)

(略)

- ・ 高栄養粗飼料増産対策（交付金）
(略)

- ・ 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型（補助金）
(略)

- ・ 国産濃厚飼料生産利用推進対策（生産・利用体制構築）（補助金）

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

(注) 1 区分の欄は、別記様式第1号の第Ⅲ号の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(略)

- ・ 高栄養粗飼料増産対策（交付金）
(略)

- ・ 地域づくり放牧推進（補助金）
(略)

別記様式第6号（第15の1関係）

平成〇〇年度 国産飼料増産対策費補助金等
実績報告書

番 号
年 月 日

別記様式第6号（第15の1関係）

平成〇〇年度 国産粗飼料増産対策費補助金等
実績報告書

番 号
年 月 日

<p>申請先名 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、国産飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第15の1の規定により、その実績を報告する。 なお、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。</p> <p>(注) 1 (略) (注) 2 添付書留については、支払経費ごとの内訳を記載した資料（総括表、一覧表等）及び根拠資料（受領書の写し、帳簿の写し等）<u>並びに国産飼料増産対策事業実施要綱第4に基づき提出された事業実施計画の実績（事業実施計画と実績が容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を添付すること。</u> また、補助金等交付申請所又は変更（中止又は廃止）承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。 （経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）</p>	<p>申請先名 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、国産<u>粗</u>飼料増産対策費補助金等交付要綱（平成17年4月1日付け16生畜第4389号農林水産事務次官依命通知）第15の1の規定によりその実績を報告する。 なお、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。</p> <p>(注) 1 (注) 2 添付書留については、支払経費ごとの内訳を記載した資料（総括表、一覧表等）及び根拠資料（受領書の写し、帳簿の写し等）を添付すること。 また、補助金等交付申請所又は変更（中止又は廃止）承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。 （経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）</p>
<p>別記様式第7号（第15の3関係）</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度 国産飼料増産対策費補助金等の消費税仕入控除税額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>申請先名 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった平成〇</p>	<p>別記様式第7号（第15の3関係）</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年度 国産<u>粗</u>飼料増産対策費補助金等の消費税仕入控除税額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>申請先名 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった平成〇</p>

	計																		
	合 計																		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金※1返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。